

大州学区地域運営委員会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、大州学区地域運営委員会(以下「運営委員会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 運営委員会は、共助の精神に基づき、楽しさややりがいを感じながら、地域における多様な主体が連携し、「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」第3条第1項で定める活動(以下「特定地域共同活動」という。)を行うという地域主体のまちづくりを推進していくことにより、地域の実情に応じた諸課題を解決することができる持続可能な地域コミュニティを実現することを目的とする。

(主として活動を行う区域)

第3条 運営委員会が主として活動を行う区域は、大州小学校区とする。

(事務所の所在地)

第4条 運営委員会は、主たる事務所を令和7年10月13日まで南蟹屋集会所内(広島市南区南蟹屋二丁目6番11号)に置き、令和7年10月14日から令和8年3月31日まで広島市南区大州5丁目5番31号のスパイラップガーデン大州内(広島市南区大州五丁目5番31号)に置く。また、令和8年4月1日付けで、大州学区集会所内(広島市南区大州二丁目13番8号)に移転する。ただし、大州学区集会所の建築の工期が延長する等の事情がある場合は、同集会所が開所次第、移転する。

(取 組)

第5条 運営委員会は、第3条に規定する区域に居住する全住民を対象として、次の取組を行う。

- (1) まちづくりに関する中長期的な計画の策定及び改定に関すること。
- (2) 特定地域共同活動の企画、検討及び実施に関すること。
- (3) 活動の計画及び実施の状況並びに予算及び決算に係る資料の公表に関すること。
- (4) 各種団体との連携及び協力並びに連絡調整に関すること。

- (5) 行政等への地域課題の情報提供及び支援活動の提言に関すること。
- (6) その他、運営委員会の目的達成に必要なこと。

(構成員の資格及び委員)

第6条 運営委員会は、次に該当する者であって、別表に掲げる団体を構成員とする。

- (1) 第3条に規定する区域に居住する住民を主たる構成員とする地縁による団体等
 - (2) その他、運営委員会の趣旨に賛同する個人又は団体
- 2 運営委員会に各構成員から選任した委員を置くものとする。
- 3 委員の人数は別表で定めるところによる。

(委員の選任等)

第7条 委員は、総会において選任する。

(連携団体)

第8条 運営委員会は、第2条の目的を達成するため、運営委員会の趣旨に賛同する団体と連携協定書を締結し、当該団体を連携団体として位置付けることができる。

(事務局)

第9条 運営委員会に、事務局長及び事務局員を置く。

- 2 事務局長は、運営委員会の一切の事務を処理する。
- 3 事務局員は、事務局長を補佐する。
- 4 事務局長及び事務局員は、会長が任免する。

第2章 役員

(役員の種別及び定数)

第10条 運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 会計 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 理事 5名以内
- (6) 監事 2名

(役員を選任等)

第11条 役員は、委員の中から総会において選任する。

2 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第12条 会長は、運営委員会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、運営委員会の会計を担当する。

4 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐し、会計を除く運営委員会の業務を執行する。

5 監事は、運営委員会の事業の執行の状況及び会計を監査する。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、同一の役員の連続した任期は2期4年までとする。

3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会の種別)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の組織)

第15条 総会は、委員をもって組織する。

(総会の審議事項)

第16条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) まちづくりに関する中長期的な計画に関する事項
- (4) 委員及び役員の選任に関する事項
- (5) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (6) 運営委員会の解散に関する事項
- (7) その他会務上必要な事項

(総会の開催)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 通常総会は、年1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催することができる。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 委員の3分の1以上から請求があったとき。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、会長が行う。

(総会の定足数)

第19条 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第21条 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び前条の適用については、その委員は総会に出席したものとみなす。

3 会長は、緊急を要する事項又は会長が必要と認めたものについては、審議事項の概要を記載した書面を委員に送付し賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる（以下「書面開催」という。）。

4 書面開催によって議決を行った場合、その結果を次回の総会において報告するものとする。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 総会の委員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は押印をしなければならない。

(総会の公開)

第23条 第3条に規定する区域に居住する住民は、総会を傍聴することができる。

- 2 傍聴する者は、総会開催の前日までに会長の許可を得た場合には、自己の意見を表明することができる。

- 3 第3条に規定する区域に居住する住民が、総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の審議事項)

第25条 役員会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に提案する事項
- (2) 諸規定の制定及び改廃
- (3) 会の運営に関する事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(役員会の開催)

第26条 役員会は、会長が招集する。

- 2 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 役員会の構成員の3分の1以上から請求があったとき。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第28条 役員会は、役員会の構成員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(役員会の議決)

第29条 役員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した役員会の構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員会の構成員は、書面をもって表決し、又は役員会の他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第28条及び前条の規定の適用については、その役員会の構成員は出席したものとみなす。

(役員会の議事録)

第31条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 役員会の構成員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は押印をしなければならない。

(役員会の議事録の公開)

第32条 第3条に規定する区域に居住する住民が、役員会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第5章 事業計画・予算・会計

(事業計画及び予算)

第33条 運営委員会の事業計画及び予算は、役員会において原案を作成し、各会計年度開始前に、総会の議決をもって定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度

の予算を基準として収入支出をすることができる。

- 3 第1項の規定により定めた事業計画及び予算は、ホームページなどの方法により公表する。

(事業報告及び決算)

第34条 運営委員会の事業報告及び決算は、役員会において原案を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に、総会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により承認された事業報告及び決算は、ホームページなどの方法により公表する。

(経費)

第35条 運営委員会の運営に要する経費は、寄附金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第36条 運営委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備及び公開)

第37条 運営委員会は、会計に関する帳簿を整備しなければならない。

- 2 第3条に規定する区域に居住する住民が、前項の帳簿の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第6章 規約の変更及び残余財産の処分

(規約の変更)

第38条 この規約は、総会において議決を得なければ、変更することはできない。

(残余財産の処分)

第39条 運営委員会の解散のときに有する残余財産は、総会において委員の4分の3以上の議決を得て、本会の類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第7章 雑則

(委 任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会において別に定める。

附則

1 この規約は、令和7年9月13日から施行する。

2 運営委員会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

~~附則 この規約は、令和7年10月1日から施行する。~~

~~附則 この規約は、令和7年10月7日から施行する。~~

附則 この規約は、令和7年10月12日から施行する。

【別表】

構成団体	委員数
大州学区社会福祉協議会	1名
大州南町内会	1名
大州東町内会	1名
大州西組町内会	1名
南蟹屋町内会	1名
大州学区自主防災会連合会	1名
広島南防犯連合会大州支部	1名
大州学区体育協会	1名
大州地区民生委員児童委員協議会	1名
大州南 和風会	1名
大州東 楽寿会	1名
大州西組 喜楽会	1名
南蟹屋 なごみ会	1名
大州学区母親クラブ	1名
大州学区子ども会育成協議会	1名
大州地区青少年健全育成連絡協議会	1名
大州学区公衆衛生推進協議会	1名
広島市立大州小学校体育施設開放事業運営委員会	1名
広島市南消防団大州分団	1名
大州学区母子寡婦福祉会	1名